

「登記制度」のお問合せ

局名	電話番号
新潟地方法務局 不動産登記部門	☎025-226-0951
長岡支局	☎0258-33-5511
三条支局	☎0256-33-1346
柏崎支局	☎0257-23-5226
新発田支局	☎0254-24-7101

局名	電話番号
新津支局	☎0250-22-0501
十日町支局	☎025-752-2575
村上支局	☎0254-53-2390
糸魚川支局	☎025-552-0356
上越支局	☎025-525-4133
佐渡支局	☎0259-74-3787
南魚沼支局	☎025-772-2164

「筆界特定制度」のお問合せ

新潟地方法務局 不動産登記部門 筆界特定室 ☎025-226-0952

〒951-8504 新潟市中央区西大畑町5191番地

「土地家屋調査士」のお問合せ

新潟県土地家屋調査士会 ☎025-378-5005

〒951-8068 新潟市中央区上大川前通6番町1211番地5 三好マンション鏡橋3階

「公益社団法人 新潟県公共嘱託登記
土地家屋調査士協会」のお問合せ

☎025-378-5601

〒950-0084 新潟市中央区明石二丁目2番20号
明石ビル101号

「司法書士」のお問合せ

新潟県司法書士会

☎025-244-5121

〒950-0911 新潟市中央区笹口一丁目11番地15

「弁護士」のお問合せ

新潟県弁護士会

☎025-222-5533

〒951-8126 新潟市中央区学校町通一番町1番地

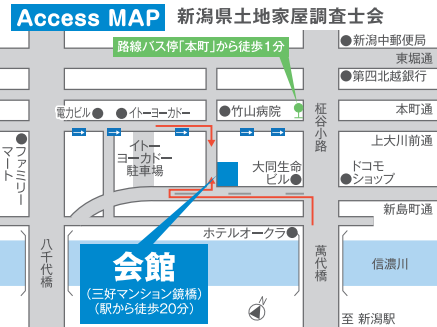
「裁判外紛争解決制度」のお問合せ

境界紛争解決支援センター にいがた

〒951-8068 新潟市中央区
上大川前通六番町1211番地5
三好マンション鏡橋3階

☎025-378-5444

FAX.025-225-5678



毎週 月～金 午前 10:00～12:00
午後 1:00～ 4:30
※年末、年始及び会館休館日を除く

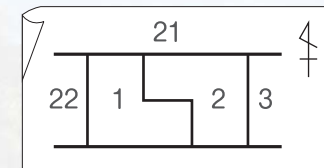
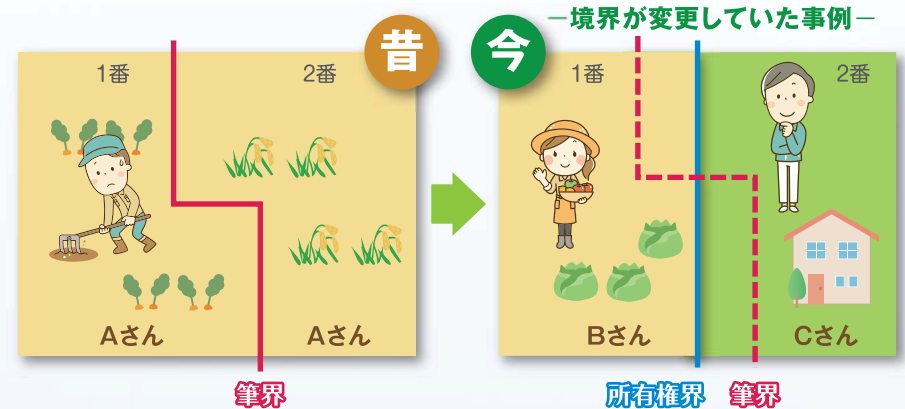
URL <https://adr.nii-cho.jp/>

E-mail adr@nii-cho.jp



相談の内容等の個人情報は固く守られます。

土地の境界 ガイドブック



土地の境界（区画）には、次の種類があります。

- (1) **筆界** (ひっかい) 土地所有者が、公的に登記している土地の範囲
- (2) **所有権界** 土地所有者が、私的に合意している土地の範囲

通常、土地の境界は「筆界」と「所有権界」が一致しています。

新潟県土地家屋調査士会
公益社団法人 新潟県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会
新潟地方法務局
新潟県司法書士会
新潟県弁護士会

発行者 境界紛争解決支援センター にいがた

1 土地の境界調査

境界が不明のときは

1 土地の境界調査

境界に関する図面資料と現地の構造物・境界標等を参考に、土地所有者や関係者らが**現地**で立会って「境界の種類と位置」を確認していきます。

土地の境界調査は、**筆界**を明らかにする専門職の「土地家屋調査士」、官公署専用の「公益社団法人 新潟県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会」にお問合せください。

2 境界標

確認された「境界の位置」は、現地に**境界標**を設置して、写真・測量情報などで記録することが大切です。



コンクリート



合成樹脂



金属プレート



金属釘

境界標を損壊し、又は勝手に移動・除去すると、処罰（刑法262条の2）の対象になることがあります。

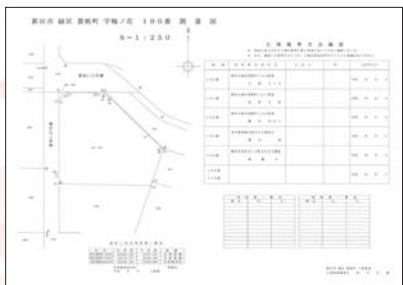
3 境界確認書

明らかになった「土地の範囲」は、土地所有者又は立会確認者らが署名した**境界確認書**と、現地復元可能な**境界確認図**を作成して保管することが大切です。

境界確認書の例



境界確認図の例



文書のタイトルが「立会証明書」「**筆界**確認書」「確定図」などでも、内容が適切であれば、効力に違いはありません。

4 登記手続

境界確認書の内容を「登記に反映」させると、法務局の地図・地積測量図の**筆界**情報として交付されますので、更に安心です。

2 土地の登記制度

筆界を知りたいときは

1 法務局

不動産（土地・建物）の権利保全や取引の安全を目的として、何人も手数料を納付することにより、登記記録の「登記事項証明書」や、土地の**筆界**情報の「地図等・地積測量図の写し」などを交付する、国の機関です。

2 登記記録（登記簿）

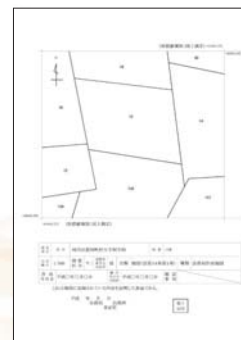
不動産の登記記録は、表題部と権利部があります。

- (1) **表 題 部** 不動産の「物理的状況と範囲」を記録した部分。
登記申請代理業務等を行なう専門職として**土地家屋調査士**があります。
- (2) **権 利 部** 権利の「種類と名義人」を記録した部分。
登記申請代理業務等を行なう専門職として**司法書士**があります。

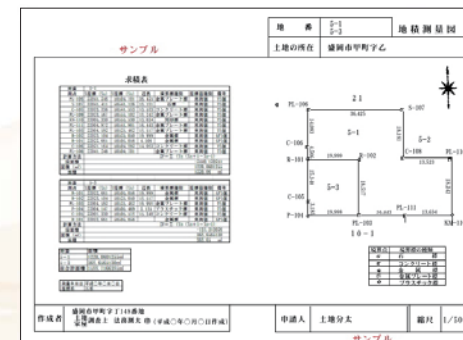
3 土地の筆界情報

- (1) **地 図 等** 土地の区画（**筆界**）と地番を表示した図面（公図）です。
 - ・地図 法律に基づいて作成された、現地復元可能な図面。
 - ・地図に準ずる図面 地図の要件を満たさない図面。
- (2) **地積測量図** 登記された際の地積と範囲を明らかにした図面です。

地図の例



地積測量図の例



4 土地の境界が定まらない

土地の境界調査で境界が定まらなかった場合は、土地の**筆界**に関する「3 **筆界特定制度**」や、土地の**所有権**に関する「4 **裁判外紛争解決手続制度(ADR)**」などがご利用できます。

3 筆界特定制度

筆界が定まらないときは

1 筆界特定制度

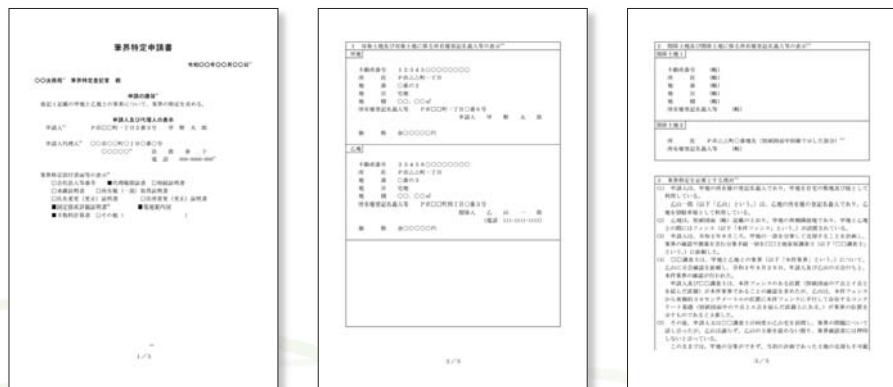
ある土地が登記された際に、その「土地の範囲を区画する」ものとして定められた線（**筆界**）を、筆界特定登記官が明らかにする制度です。

筆界特定制度を活用することにより、公的な判断として**筆界**を明らかにできるため、境界をめぐるトラブルを、迅速に解決することができます。

2 手続に関するお問合せ

新潟地方裁判所の筆界特定室、又は土地家屋調査士・司法書士・弁護士、及び官公署専用の「公益社団法人 新潟県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会」にお問合せください。

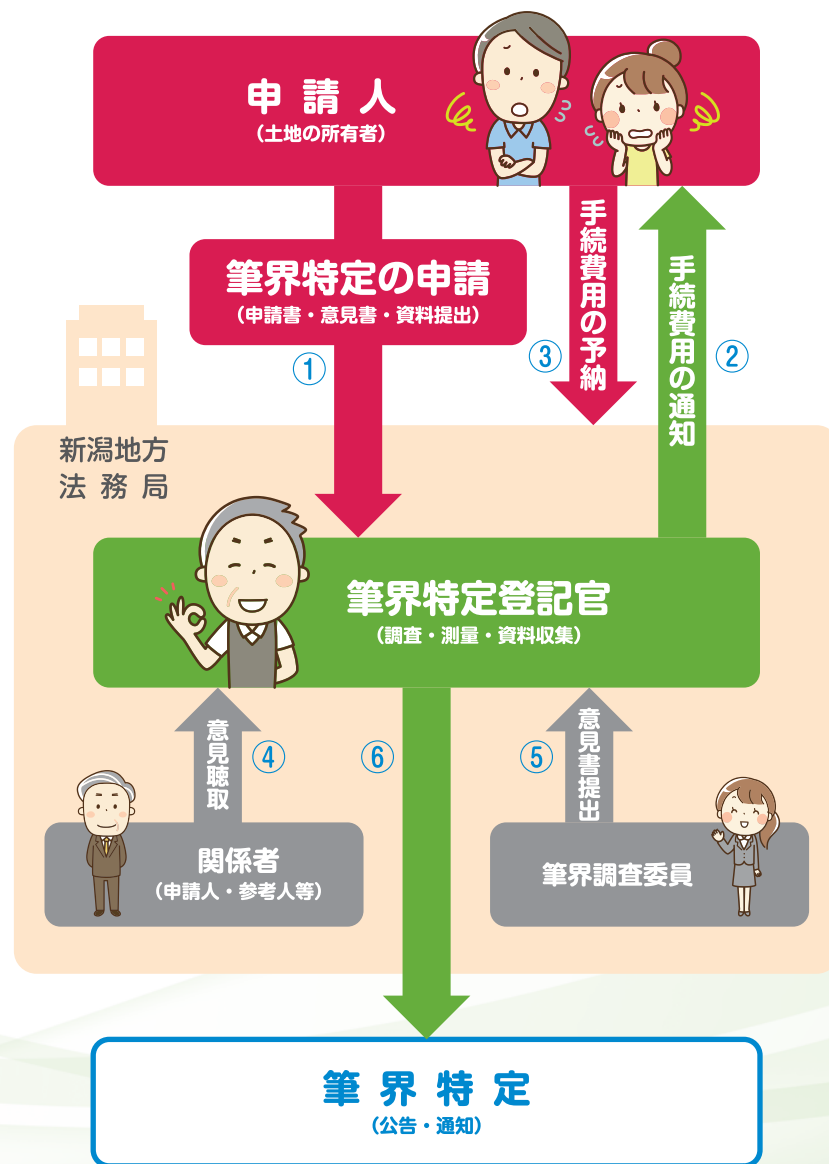
申請書（法務省のホームページに掲載されています。）



3 その他の手続

その他の「**筆界**の位置を明らかにする手続」は、裁判所の「**筆界確定訴訟**」による司法の判断に委ねる方法があります。詳しくは、弁護士・司法書士にお問合せください。

筆界特定制度の流れ



* 1 申請に関する手続費用は、対象土地（申請地と相手地）の合計土地価格が4000万円である場合で8000円になります。
* 2 測量に関する手続費用は、筆界特定登記官が相当と認めた筆界特定図面の作成のための費用です。算定された概算額を予納する場合があります。詳しくは、新潟地方裁判所の筆界特定室にお問合せください。



1 裁判外紛争解決手続制度 (ADR)

新潟県土地家屋調査士会が法務大臣の指定・認証を得て運営する、裁判によらない、話し合いによる解決を支援する制度です。

土地の境界（筆界・所有権界など）が明らかでないことを原因とする民事に関する紛争の解決を、筆界の専門家（土地家屋調査士）と法律の専門家（弁護士）が協働して、公平・公正に支援します。

2 解決手続の種類

- (1) 受付面談 認定調査士が、問題を整理して、解決手続の案内をします。
- (2) 相談手続 認定調査士・弁護士が、解決のための助言・支援をします。
- (3) 調停手続 認定調査士2名・弁護士が、話し合いに同席して、解決支援をします。

※認定調査士：法務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した土地家屋調査士

3 手続に関するお問合せ

センター（電話・ホームページの「手続の依頼」）、又は土地家屋調査士・司法書士・弁護士にお問合せください。

受付面談依頼書

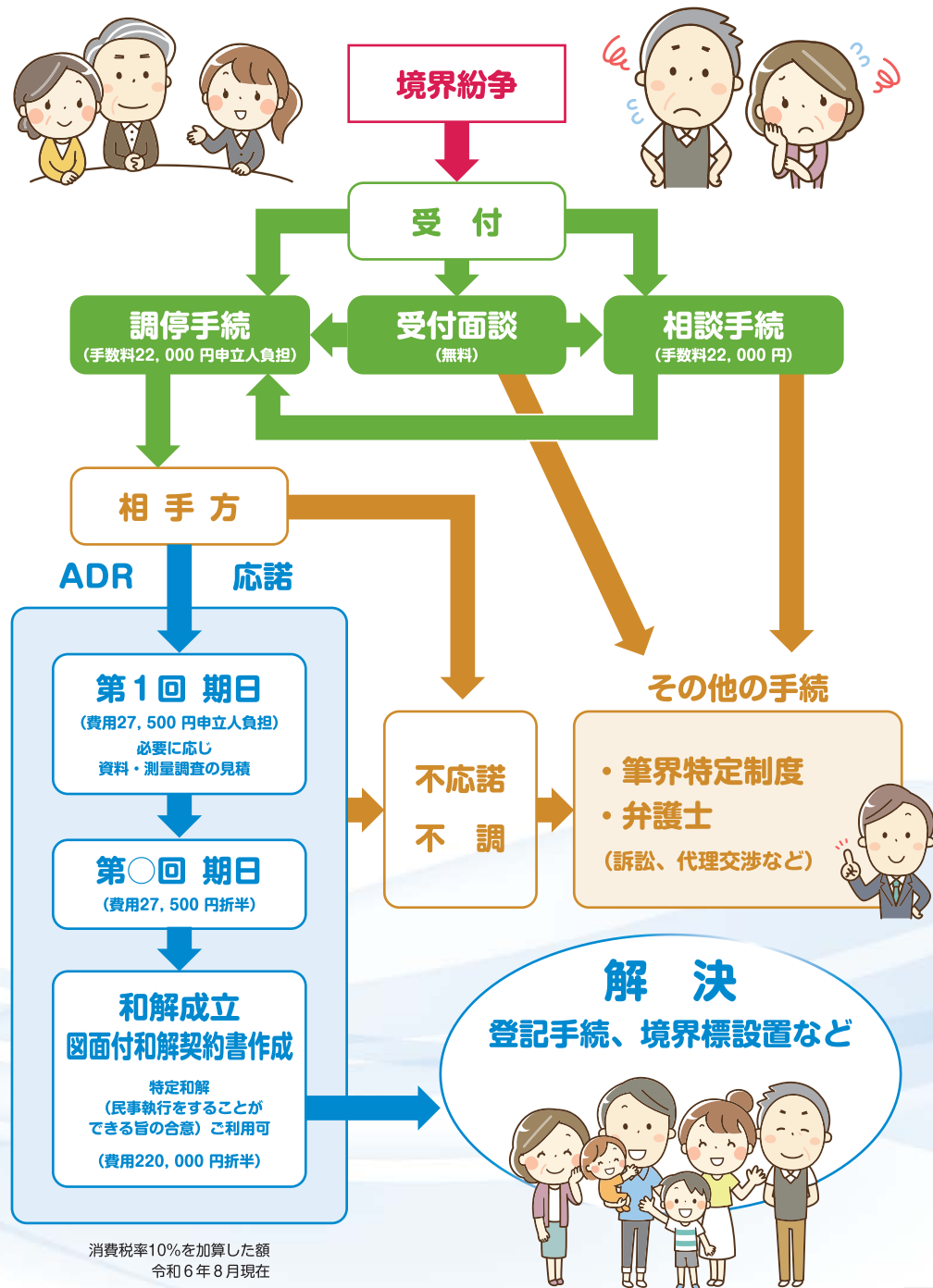
相談手続申込書

調停手続申立書

4 その他の手続

その他の「民事に関する紛争の解決手続」は、裁判所の「民事調停」による話し合いや、「所有権確認訴訟」による司法の判断に委ねる方法があります。詳しくは、弁護士・司法書士にお問合せください。

センターの流れ



消費税率10%を加算した額
令和6年8月現在